

事業承継特別保証制度の取り扱いについて

西中国信用金庫（理事長：村上幸男）は、やまぐち産業振興財団の支援を受け、事業承継時に経営者保証を不要とする制度「事業承継特別保証制度」の山口県内第1号案件を取り扱いましたのでお知らせ致します。

記

<制度の内容>

制度趣旨：事業承継の足枷になっている後継者の保証参加問題を解消する。

対象資金：事業資金（既存のプロパー借入金の本制度による借り換えも可能）

制度内容：信用保証協会の保証が必要。

詳細は別紙参照。

<県内第1号企業>

企業名：株式会社 大伝（カブシキガイシャ ダイデン）

代表取締役 大利 啓貢

後継者 大利 博昭

所在地：山口県下関市豊浦町大字吉永字定田601-1

業種：板金・塗装・配線業

HP：<https://dai-den.jp>



（本件に関するお問い合わせ先）

西中国信用金庫 地域サポート部

電話083-227-2228（担当：岡村）

事業承継特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 (組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内)
信用保証料率	0.45%~1.90% 0.20%~1.15% (経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合)
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合) (4) 他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) (5) 事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

詳しくは、最寄りの営業店までお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	担当区域
山口営業店	083-921-3091	山口市・防府市
下関支店	083-223-6231	下関市
周南支店	0834-31-5060	周南市・下松市・光市
萩支店	0838-25-2010	萩市・長門市・阿武町
柳井支店	0820-22-0560	柳井市・上関市・田布施町・平生町・周防大島町
岩国支店	0827-21-5125	岩国市・和木町
宇部支店	0836-21-7361	宇部市・山陽小野田市・美祿市



山口県信用保証協会

<https://www.yamaguchi-cgc.or.jp/>

表面もご参照下さい